

児童手当法

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
—	○	⑤	◎	—	—	—	⑤	◎	◎	◎	◎

【平成 27 年 法改正】「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、児童手当法が改正され、下記の 個所が加われました。(平成 27 年 4 月～)

【法 1 条】(目的)

この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

[選択式 H29 年]

③児童手当の一般受給資格者（公務員である者を除く。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、【 D 】の認定を受けなければならない。児童手当は、毎年【 E 】に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。なお、本間において一般受給資格者は、法人でないものとする。

[解答] D : 住所地の市町村長（特別区の区長を含む。） E : 2 月、6 月及び 10 月の 3 期

[選択式 H28年]

児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた [C] に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該 [C] にその未支払の児童手当を支払うことができる。

3 市町村は、国民健康保険料を滞納している世帯主が当該保険料の納期限から [D] が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めらるものとする。

世帯主が国民健康保険料の滞納に関し、被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る [E] を交付する。

なお、本問の世帯には、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者はいないものとする。

[解答] C : 中学校修了前の児童であった者 D : 1年間

E : 被保険者資格証明書

[選択式 H27年]

児童手当法第1条は、「この法律は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、[B] を目的とする。」と規定している。

[解答] B : 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること

[選択式 H26]

児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」が、平成24年3月に成立し、同年4月1日から新しい児童手当制度が施行された。これにより児童手当は、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の方に対して、[A] については児童1人当たり月額1万5千円を支給することになった（所得制限は同年6月分から適用。）。

[解答] A : 3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降

[選択式 H21年]

児童手当の額は、原則として、1月につき、[A] 歳に満たない児童については [B] 円である。[A] 歳以上小学校修了前の児童については、当該子が、対象となる児童の1人目及び2人目である場合には、[C] 円であり、3人目以降である場合には、[B] 円である。小学校修了後 [D] 修了前の児童については、[C] 円である。

なお、児童手当の額は、国民生活の水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。受給資格者が、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受けなければならない。ただし、公務員が受給資格者の場合、例えば、国家公務員の場合には、その者の所属する各省庁の長（裁判所にあつては [E] 又はその委任を受けた者の認定を受けなければならない。

[解答] A : 3 B : 1万5千 C : 1万 D : 中学校 E : 最高裁判所長官

□ **児童手当法の目的は**、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することとされている。

[誤り H20年 8B]

⇒「父母その他の保護者が…」の前に、「**子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため**」を加えたら正解。

【解説】

平成20年当時は正解です。ただし、平成27年の法改正により、「**子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため**」が加わりま

□「**児童**」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

[正解 H25年 10ア]

【POINT】

●児童

⇒18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの

●支給要件児童

⇒

- ①15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く）
- ②上記①の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く）

□ **支給額の算定などにあたっての児童の定義は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものである。**

[正解 H17年 6A]

【POINT…支給額】月額1人当たり

児童	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円	
3歳以上小学校修了前（第3子）	15,000円	
小学校修了後中学修了前（15歳年度末）	10,000円	

所得制限にかかり、児童手当が支給されない者に対する当面の措置

□ **児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）**は、内閣府令で定めるところにより、市町村長又は特別区の区長に対し、前年の所得の状況及びその年の7月1日における被用者又は被用者等でない者の別を記載した届出を毎年7月1日から同月末日までの間に提出しなければならない。

[誤り H25年 10イ] (改題)

⇒「6月1日」

【解説】

届出（現況届）に関する設問です。

⇒一般受給資格者（個人）は、**毎年6月1日から6月30日までの間**

- ・前年の所得状況
- ・6月1日現在の被用者等の状況を

⇒市町村長に届出

□ **児童手当の支給は、受給資格者が児童手当法第7条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。**ただし、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合はこの限りでない。

[正解 H25年 10ウ]

【POINT…児童手当の認定の流れ】

- ・児童手当の支給を受けるためには

⇒受給資格、児童手当の額について⇒**市町村長の認定**を受ける。

- ・認定を受けた場合

⇒認定の請求をした日の属する月の翌月から、支給事由が消滅した日の属する月まで児童手当を支給

- ・住所、氏名変更の届出⇒14日以内に市町村長に提出

□ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）は、国と当該都道府県がそれぞれ50%ずつを負担する。

[誤り H25年 10エ]

⇒「都道府県がその全額を負担する。」

【POINT…費用の負担のまとめ】				
	一般 事業主	国庫	都道府 県	市町村
(被用者) 3歳に満たない児童に係る児童手当の 支給に要する費用	7/15	16/45	4/45	4/45
(被用者) 3歳以上中学校修了前の児童に係る児童 手当の支給に要する費用		2/3	1/6	1/6
被用者又は公務員でない者（自営業者等）		2/3	1/6	1/6
公務員	公務員の所属する国、都道府県、 市長村が全額負担			

設問の場合、都道府県知事に絡む地方公務員ということで、全額都道府県知事が支給します。

□ 児童手当法の規定によると、被用者（厚生年金保険等の被保険者等）に対する児童手当（3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）に要する費用は、国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担する。

[誤り H19年 10B]

⇒「一般事業主 15分の7、国庫 45分の16、都道府県及び市町村がそれぞれ 45分の4を負担する。」

【解説】

一般事業主に対しては、一般事業主拠出金（子ども・子育て拠出金）という名称で、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）と同じ仕組みで徴収されます。

児童手当の費用に関しては、3つの括りで覚えていきます。

	一般事業主	国	都道府県	市町村
<u>被用者 3歳未満の児童</u>				
<u>上記以外の被用者</u>	—			
<u>自営業者</u>	—			
公務員	—	それぞれで全額負担		

覚え方は、

●児童手当の財源のスポンサーは、上記のように4カ所です。

3歳未満の児童を有する被用者（サラリーマン）に対する児童手当は、4つのスポンサーすべてで支えます。

●上記以外の被用者と自営業者は、国、都道府県、市町村の3つのスポンサーです。

●公務員に対しては、それぞれ所属する箇所で全額負担になります。

まず、上記の器を覚えて、後は、数字を覚えていきますが、これは理屈抜きで覚えるしかありません。

□ 3歳未満の児童手当に要する費用の市町村負担割合は、被用者に対する児童手当の場合は45分の4、被用者でない者に対する児童手当の場合は6分の1である。

[正解 H17年 6B]

□ 児童手当法の規定によると、被用者等でない自営業者等に対する児童手当（3歳に満たない児童を対象とするもので、3歳以上中学校修了前の児童を対象とする特例給付を除く。）に要する費用は、国庫が5分の3、都道府県及び市町村がそれぞれ5分の1ずつを負担する。

[誤り H19年 10C]

⇒ 「国庫が3分の2」、「6分の1ずつを負担する」

□ 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当のそれぞれ支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。

[正解 H25年 10才]

□ 一般受給資格者（公務員である一般受給資格者を除く。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について厚生労働大臣の認定を受けなければならない。[誤り H20年 8E]

⇒ 「居住地の市町村長の認定を受けなければならない。」

【POINT…公務員の認定】

・ 国家公務員

⇒ 所属する各省各庁の長（裁判所は、最高裁判所長官）

・ 地方公務員

⇒ 所属する都道府県又は市町村の長

□ 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、原則としてその者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行われる。

[正解 H20年 8C]

【解説】

支払期月は、2月、6月、10月に、それぞれ前月分までを支払います。

□ 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者（公務員でないものとする。）がある場合、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

[正解 H20年 8A]

□ 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金を処せられる。ただし、刑法に正条があるときは刑法による。

[正解 H17年 6D]

□ 児童手当の支給を受ける権利及び第14条第1項の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、3年を経過したときは、時効によって消滅する。

[誤り H17年 6C]

⇒ 「2年を経過」

□ 児童手当法の規定によると、一般事業主（厚生年金保険法等に規定する事業主等）には拠出金を納付する義務は存在しない。

[正解 H19年 10A]

【解説】

平成19年当時は、拠出金の制度が児童手当法の中で規定されていたので誤りでしたが、

平成27年の法改正により、拠出金に関する法的根拠が、「児童手当法」から、「子ども・子育て支援法」に移行（児童手当拠出金⇒子ども・子育て拠出金）

従って、平成27年4月以降は、「児童手当法」の規定により拠出金を納付する義務は存在しません。

一般事業主は、「子ども・子育て支援法」により拠出金を納付する義務を追うことになります。（平成27年法改正）

□ 厚生年金保険法の規定により厚生年金保険料を負担するとされた事業主から、児童手当法の規定による拠出金その他同法の規定による徴収金を徴収する場合は、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により行われる。

[誤り H20年 8D]

【解説】

児童手当法の規定から拠出金に関する規定は削除。